

麻生区・大学 公学協働ネットワーク推進会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「麻生区・大学 公学協働ネットワーク」に係る協定締結に伴い、設置する麻生区・大学 公学協働ネットワーク推進会議（以下「推進会議」という。）の組織について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市麻生区と大学との間での情報共有に関すること
- (2) 川崎市麻生区と大学によるネットワークを活用した調整事項・検討課題に関すること
- (3) 川崎市麻生区と大学の協働による活動展開に関すること
- (4) その他、公学協働の視点から地域課題の解決や地域貢献に関わること

(組織等)

第3条 推進会議の委員は、原則として次に掲げるネットワーク参加者から選出された委員をもって構成する。

- (1) 昭和音楽大学
- (2) 多摩大学
- (3) 玉川大学
- (4) 田園調布学園大学
- (5) 日本映画大学
- (6) 和光大学
- (7) 川崎市麻生区役所

2 委員の任期は特に定めない。また、推進会議の次第や各大学の実情に合わせて、出席委員を随時変更することができるものとする。

(会議)

第4条 推進会議は、年に2回程度の定期開催の他、必要に応じて開催するものとし、川崎市麻生区役所から選出された委員がその会議の議長となる。

2 推進会議は、第3条第1項に掲げるネットワーク参加者のうち、その半数以上からの出席がなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、他に定める場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(関係者の出席)

第5条 推進会議は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、麻生区役所企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、川崎市麻生区役所が大学にその都度諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月6日から施行する。